

MIO PRESS

LAW OFFICE
新年号

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.33
2026.01



特集

Special Feature

事前
予約制
みお弁護士の
人気セミナー
随時開催中!!

詳しくは、P12・13をご覧ください。

謹賀
新年



「みお」から 新年のご挨拶

刑事事件入門 自転車の青切符制度
法律コラム 伊藤勝彦弁護士の時事解説
連載 知っ得! 交通事故

支店便り 兵庫県内の個性あふれる「条例」選
リガサポ! 年金の繰上げ・繰下げ受給について

新刊のご案内

「終活」のことがゼロからわかる1冊!

終活のトラブルは事前対策で防げる。現在、終活の重要性は広く認識され、社会にしっかりと根付いてきています。終活は、暗く重たいものではなく、自分と家族の未来を見つめ、よりよい関係を築くための前向きな取り組みです。本書では、そんな「親子終活」の進め方について、分かりやすく具体的にご紹介しています。

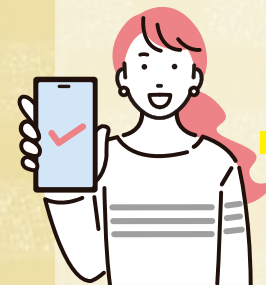
「親子終活」あさ出版 / 定価1,700円(税別) 弁護士 伊藤勝彦 著

好評
発売中



MIO PRESS
読者アンケート
プレゼント!!

読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、
スマートフォンからご応募できます!



ご応募はこちらから

アンケートにご協力いただいた方の中から、
抽選で30名様に弁護士 澤田有紀・伊藤勝彦が
執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切

2026年3月31日(火)

※プレゼントはお選びいただくことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。
予めご了承ください。



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお綜合法律事務所
代表弁護士: 大阪弁護士会所属 / 澤田 有紀 伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故 / 遺産相続 / 離婚問題 / 債務整理 / 顧問契約 / 会社法務 / その他

お問い合わせ・ご相談は

0120-7867-30

通話料無料

受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
TEL: 06-6348-3055 FAX: 06-6348-3056
執務時間: 月~金曜日 / 9:00~20:00
土曜日 / 10:00~18:00
受付時間: 月~土曜日 / 9:00~17:30

京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL: 075-353-9901 FAX: 075-353-9911
執務時間: 月~土曜日 / 9:30~18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL: 078-242-3041 FAX: 078-242-3042
執務時間: 月~土曜日 / 9:30~18:00

あけましておめでとうございます。
昨年も多くの方にご縁をいただき、心より感謝申し上げます。
本年も、皆さまの「ちょっと気になること」「不安に感じることに、気軽に相談いただける存在でありたいと願っております。
ラジオだけでなく、スマートフォンでご覧いただける様々なコンテンツでも情報発信を続けてまいりますので、どうぞ変わらぬご厚誼のほど、よろしくお願い申し上げます。



代表社員弁護士
澤田 有紀
Aki Sawada

謹んで新春のお慶びを申し上げます。
2026年が皆様にとって実り多き一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。
時代の変化とともに、法的なニーズも多様化しております。
本年も皆様の信頼できるパートナーとして、一つひとつのご相談に真摯に向き合っております。
本年も変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表社員弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

新年あけましておめでとうございます。
午年は「駆け抜ける」「前向きに進む」力強さの象徴と言われています。
社会情勢やビジネス環境が大きく変化する中、法務ニーズはますます高度かつ複雑になっています。皆さまの課題解決の良き“伴走者”として、まさに馬のように勢いよく道を拓く年となりますよう、法務面からしっかりとサポートしてまいります。
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士
吉山 晋市
Shin-ichi Yoshiyama

新年あけましておめでとうございます。
昨年はAI技術が大きく進展し、法律業務にも変化を実感した一年でした。
私自身も、より分かりやすく法律を届けたという思いからSNSでの動画発信に挑戦いたしました。
本年も変化を取り入れつつ、皆さまのお役に立てる法的サービスに努めてまいります。
どうぞよろしくお願いいたします。



弁護士
小川 弘恵
Hiroe Ogawa

特集 Special Feature

「みお」から新年のご挨拶

私達みお総合法律事務所の弁護士は、「すべてのお悩みに法律の力で寄り添いたい」という創立当時の理念のもと、サービスの幅を拡げ、質を高める努力を続けながら、色々なご相談に幅広く対応してまいりました。「今年こそなんとかしたい」というお悩みはございませんか？どうぞお気軽に何でもご相談ください。お待ちしております。

謹んで新春のお慶びを申し上げます。
旧年中は格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
昨年は、国内外の政治経済ともに慌ただしい1年間となりました。
法改正を含め法律の世界も変動が激しく、まだまだ落ち着いた情勢が続くものと思われそうですが、様々な荒波に打ち勝って、皆様の信頼にお応えできるよう、より一層精進してまいります。
本年もよろしくお願い申し上げます。



弁護士
山本 直樹
Naoki Yamamoto

あけましておめでとうございます。
私は、交通事故で怪我をした方からの依頼で保険会社との交渉をよく行っていますが、関連する分野で、労災による怪我や疾病についての(元)勤務先に対する賠償請求の手続きの依頼を受けることがあります。
労災事故は交通事故との関連性が強い分野であり、今年は、交通事故のみならず、労災事故の相談もより多く受けられるようにしていきたいと考えています。
今年もよろしくお願いいたします。



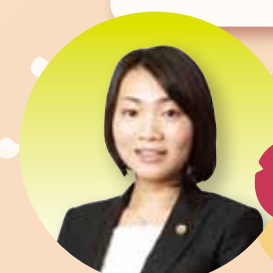
弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

旧年中は格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。
昨今、ITの目覚ましい発展は多くの業務を効率化していますが、その一方で「人」に関する労務のご相談は依然として多く寄せられています。人と人との関係を扱うこの分野は、AIがどれだけ進化しても、人の心が通う領域として最後まで残るのではないのでしょうか。
本年も皆様のお役に立てるよう、一層尽力して参ります。
どうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士
倉田 壮介
Sousuke Kurata

あけましておめでとうございます。
昨年開催された大阪関西万博では、大屋根リングの中で「多様性が調和する姿」に大変感動しました。
私たちを取り巻く世界は複雑で、平穏であり続けることは簡単ではありませんが、様々な悩みや困難を抱える方々に、少しでも希望を与えられる存在になれるように、今年も一つ一つのご相談に真摯に向き合っております。
本年も何卒よろしくお願いいたします。



弁護士
田村 由起
Yuki Tamura



刑事事件入門

自転車の青切符制度

弁護士
西村 諭規庸
Yukiyou Nishimura

1 自転車の青切符制度

弁護士の西村です。令和8年4月より、自転車の交通反則通告制度が始まることになりました。自転車に乗る方も多いと思いますので、今回はこの自転車の交通反則通告制度（以下、「青切符制度」と言います）について説明します。

弁

令和8年4月から、16歳以上の自転車の運転者が交通反則通告青切符制度の対象となることになりました。自転車は日常生活において欠かすことができない乗り物である一方で、道路交通法違反による検挙件数も相当程度に上ることがや、令和6年には自転車関連事故件数が67,531件にも及び、死亡事故も発生していることから、このような制度が設けられることになったわけです。

今後は、一定の道路交通法違反（比較的軽微であって、現認※、明白、定型なもの）について、青切符が交付され、反則金を納付すれば、公訴を提起されない（刑事罰の対象にはならない）ことになります。

なお、飲酒運転などの悪質な違反につ

3 通行区分違反

前段で、通行区分違反の反則金は6,000円であると書きました。では、自転車は本来道路のどこを走行すべきなのでしょう。

自転車は原則車道を走行すべきだとされています。ただし、道路標識で自転

2 違反行為

いては、これまでどおり、刑事罰の対象になります。

以下に典型的な違反行為と反則金の額を挙げます。見かけることが多い違反ばかりですので、注意が必要です。

違反行為	反則金
携帯電話の使用等	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反	6,000円
イヤホンを使用し、必要な音が聞こえない場合など	5,000円
一時不停止	5,000円
傘差し運転	5,000円
無灯火	5,000円
二人乗り、並走	3,000円

4 まとめ

今回は自転車の青切符制度について説明しました。軽微な違反行為でも、大きな事故につながり、刑事罰の対象になることもあり得ます。自動車やバイクと同じように、自転車を運転する場合でも、十分気を付けながら運転すべきです。

※警察用語としては、警察官が違法行為をその場で直接目撃すること。

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。昨年には公正証書の作成手続がデジタル化され、本年には民事訴訟手続のIT化がより一層進む予定となっています。

このように弁護士業務を取り巻く環境も大きく変わりつつありますが、このような変化に取り残されることなく、本年も皆様の安心と信頼を支える法的サービスを提供すべく、より一層精進してまいります。

弁護士
加藤 誠実
Masami Kato

あけましておめでとうございます。

昨年、ついに40歳になりました。40歳は「不惑」と呼ばれます。「論語」に由来し、物事に惑わされない落ち着きを得た状態を指す言葉だそうです。本年も、依頼者の方々にも少しでも大きな利益をもたらせるよう、スピーディかつ的確に事件を処理してまいります。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

弁護士
西村 諭規庸
Yukiyou Nishimura

新春の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。旧年中は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。当職が弊所に入所いたしました三年が経過いたしました。本年も引き続き皆様方のご期待に添えますよう、一層の努力を重ね精進してまいります所存です。旧年同様のご厚誼を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。本年が、皆様にとりまして実り多き一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

弁護士
青井 一哲
Kazuaki Aoi

2026年は、昭和元年から満100年を迎える年です。インターネット、スマートフォン、生成AIなど、100年前にはだれも想像できなかったことが、現実になっています。10年後、20年後の未来はどうなるのだろうか？と、想像しただけで、心躍ります。私たち弁護士の仕事も、オンラインで法廷に出席したり、サブスクサービスで文献を調査したり、大きく進化しています。「未来に向かって颯爽と駆け抜ける馬」のように、時代に取り残されないように尽力して参りたいと思います。

神戸事務所支店長
弁護士
石田 優一
Yuichi Ishida

あけましておめでとうございます。

2026年は「午年（うま年）」です。

ゲートが開くと同時に好スタートを決め、道中鞭を打ち、上がり3ハロン※はゴール板目指して駆け抜きたいと思います。

皆様にとって「馬九行久（うまくいく）」年になりますように。

※ゴールから逆算して3ハロン(600メートル)

弁護士
原口 柊太
Syuta Haraguchi

私にとって弁護士4年目の年がやってまいりました。司法試験の受験生であったことがはるか遠い日のように感じます。本日まで弁護士として業務が出来たことを大変うれしく思うと共に、現状に甘んずることなく、本年度も精進して参ります。AIの発達や改正家族法の施行等、日々新しい情報が多く出てきますが、私も自己のアップデートに励み、更なるサービスの向上に努めます。本年もよろしくお願いいたします。

弁護士
是永 淳志
Atsushi Korenaga

伊藤勝彦
弁護士
の
時事解説

はじめに―ある相談者の不安から

「先生、私には子どもがいないのです。夫も10年前に亡くなって、今は一人暮らし。元気なうちに、自分の葬儀のことや家の片付けの事を決めておきたいのですが、誰に頼めばいいのでしょうか。」

これは、実際に事務所に私を訪ねてこられた80代の女性の言葉です。このようなご相談は、ここ数年で確実に増えています。

少子高齢化が進み、「おひとりさま」という言葉が特別ではなくなった今、「自分の死後をどうするか」という問題は、誰にとっても身近な課題になりつつあります。「いつか考えよう」と思っているうちに、判断力が衰えて契

このように、死後事務委任契約は「現実的な片付け」を誰に託すかを明確にする仕組みです。

「遺言執行者」とは、そして「遺言執行者」と「死後事務委任」を併用する意義

一方、遺言執行者は「遺言の内容を実現する人」です。具体的には、不動産の名義変更、預貯金の払い戻し、遺産の分配など、財産承継に関する事務を行います。遺産から慈善団体などへの寄付の手続きも行います。

ここで注意したいのは、**死後事務委任契約と遺言は別物**であるという点です。遺言だけでは葬儀や契約の解約といった実務的な手続きは行えません。逆に、死後事務委任契約だけでは財産の分配はできません。したがって、両方を準備しておくことで「実務」と「財産」の両面をカバーできるのです。

実際には、同じ専門家に死後事務受任者と遺言執行者の両方を依頼することで、手続きがよりスムーズに進みます。

あなたの「最期の安心」を準備する

死後事務委任と遺言執行者のすすめ

約を結ばなくなるケースもあります。だからこそ、「元気なうちに準備すること」が何よりも大切なのです。

「おひとりさま」時代の現実

内閣府の統計によると、50歳時点で一度も結婚したことのない人の割合―いわゆる生涯未婚率―は、男性で約30%、女性で約20%に達しています（2020年国勢調査による）。さらに、子どもがいても遠方に暮らしていたり、関係が疎遠になっていたり、「頼れる人がいない」状況は決して珍しくありません。

こうした変化の象徴として、神奈川県横須賀市の取り組みがあります。同市では、身元が判明していても引き取り手のいない遺骨が増え、市職員が遺骨を袋詰めして合葬墓に納める作

業が日常化していました。

「本人の尊厳を守るために何かできないか」という職員の声から、2015年に全国初の「エンディングプラン・サポート事業」が始まりました。この取り組みは、死後の備えを社会全体で支える新しいモデルとして注目されています。（※参考①）

死後事務委任契約とは

死後事務委任契約とは、「自分が亡くなった後に必要となる事務手続きを、生前に信頼できる第三者に委任しておく契約」のことです。遺言が「財産をどう分けるかを定めるもの」とすれば、死後事務委任は「誰がどのように実務を行うか」を定めるものです。委任できる事務の範囲は多岐にわたります。

誰に頼むか―主な選択肢は？

- ① 親族や友人―身近だがリスクも費用はかからないかもしれませんが、相手が先に亡くなる可能性や、心理的・実務的負担が大きい点が課題です。
- ② 弁護士や司法書士などの専門家―安全で確実

専門知識があり、（弁護士法人などの法人に依頼すれば担当者が交代しても契約が継続します。費用は契約書作成で10〜30万円、実務を含めて総額30〜100万円程度が相場です。委任する事務の量や内容によって報酬は変動します。一定額の金銭を預託することが必要な場合が多いです。

- ③ 信託銀行―資金力がある方向け「おひとりさま信託」など、大手信託銀行のサービスも充実しています。

ただし、比較的大きな金額（数百万円）の預託金が必要となります。

- ④ 生命保険信託―新しい選択肢
- 近時、死亡保険金を財源に死後事務を行う「終活サポート」型信託が登場しました。生前にまとまった資金を

準備する必要がなく、生命保険に加入していれば利用可能です。（※参考②）

- ⑤ 自治体の支援―経済的負担を軽減

横須賀市や名古屋市などでは、一定の条件を満たす高齢者に葬儀や納骨の支援を行っています。お住まいの地域にも同様の制度があるか、市役所福祉課や地域包括支援センターで確認してみましょう。

では、どうしたらいいの？

まずはエンディングノートを書いてみましょう

「いきなり契約は不安」という方は、まず自分の財産や契約関係、葬儀の希望などをノートに書き出してみましよう。これだけでも、何が足りないか、誰に何を頼むべきかが見えてきます。

家族にも説明を

「家族に内緒で契約した」というケースで、後にトラブルが起きることがあります。可能な限り、家族や親族に説明し、理解を得ておくことをおすすめします。

専門家に相談を

葬儀・埋葬関係	葬儀や火葬・納骨の手配、永代供養や散骨の手続き
行政手続き	死亡届の提出、保険証・年金手帳・運転免許証などの返納、年金や保険の停止手続き
契約関係の整理	公共料金、携帯電話、インターネット、クレジットカード、各種サブスクリプションなどの解約・精算
債務の弁済	医療費や介護施設利用料、家賃、管理費などの支払い
その他	遺品・家財の整理や処分、SNSやクラウドデータなどのデジタル遺品整理、ペットの引き渡し など

※参考① 内閣府「高齢社会白書(令和6年版)」トピックス事例4 神奈川県横須賀市～市民の尊厳を守りたい、2つの終活支援～
https://www.8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2024/zenbun/pdf/1s3s_07.pdf



おわりに―「準備」は自分と家族への思いやり

相続人間のトラブルを防ぐことや、成年後見制度や財産管理契約といった高齢者の利益を守る他の制度の利用を検討するなど相談者の立場に立った適切な助言が得られます。

死後の準備というと、どうしても「縁起でもない」と敬遠されがちです。しかし、これは「死のための準備」ではなく、「生きる安心のための準備」と考えることができます。事前に手続きを整えることで、自分の希望を形にでき、残される方々の心の負担を軽くすることができます。それは、家族や社会への最後の思いやりにほかなりません。

人生の最終章を自分らしく、そして穏やかに迎えるために、どうか今のうちから一步を踏み出してください。あなたの「最期の安心」が、これからの毎日をより穏やかに、そしてあなたらしく過ごす力になりますことを願います。



代表社員弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

※参考② プルデンシャル信託「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～のご案内」
https://www.pru-trust.co.jp/trust/pdf/MyEndingLeaflets.pdf



むち打ちで後遺障害等級が認定された場合、日常生活など様々な場面で影響が出るとして、後遺障害慰謝料が支払われます。自賠責保険における後遺障害慰謝料は、14級の場合32万円、12級の場合94万円ですが、弁護士が後遺障害慰謝料について交渉すると、14級の場合110万円が上限、12級の場合280万円が上限になるため、弁護士が交渉すると金額が大きく変

むち打ちと 後遺障害慰謝料

支払いの対象になる期間が一定の期間に制限されるのが、むち打ちの逸失利益算定の際の特徴です。なお、将来の収入分について前倒しして一括で受け取ることから、上記の期間分がそのまま計算されるわけではありません。例えば、5年の場合なら、 $\times 4.5797$ で計算するので、少し目減りした金額になります。



むち打ちで後遺障害等級14級が認定された場合は、前述に加え後遺障害逸失利益・後遺障害慰謝料が認められます。計算の基礎となる収入に

むち打ちの示談金額

むち打ちで半年治療して完治した場合、休業損害がなければ、示談金は数十万円といったところで、百万円まではいきません。

わかります。

今回は、交通事故とむち打ちの示談金について解説しました。次回は、今回紹介した休業損害・入院慰謝料・後遺障害逸失利益・後遺障害慰謝料に関して、弁護士に依頼して交渉するなどのように変化するかについて解説します。

このように、後遺障害が認定されるかどうかで金額が大きく変わるため、後遺障害等級申請の手続きは慎重に進める必要があると言えます。

もよりますが、弁護士が交渉すると数百万円ほどの示談金になることがよくあります。

12級が認定された場合は、後遺障害逸失利益や後遺障害慰謝料が大きくなるため、計算の基礎となる収入にもよりますが、弁護士が交渉すると1千万円近くの示談金になることがあります。ただし、前回のコラムで解説したように、12級の後遺障害等級が認定されることはあまりありません。



主婦弁の澤田有紀が、知れば知るほど面白く、日々の暮らしに効いてくる、「法律」や「お金」にまつわるお役立ち情報を、分かりやすくお届けしています。

ABCラジオ 毎週土曜日 朝6:45~7:00 放送中!

「おーそれ みーお!」

<https://abcradio.asahi.co.jp/ohmio/index.html>

KBS京都ラジオ 毎週土曜日 朝7:00~7:15 放送中!

「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」

<https://www.kbs-kyoto.co.jp/radio/mio/>

好評放送中!





弁護士 澤田有紀



身の回りで関わる、知って得する法律の話。

知っ得!

交 通 事 故

弁護士 羽賀 倫樹
Tomoki Haga

本コラム担当の羽賀です。今回は、交通事故によるむち打ちと示談金がテーマです。

はじめに

交通事故でむち打ちになった場合、治療終了後に保険会社から示談金が支払われます。示談金の中身は、金額の大きい部分として、休業損害、入院慰謝料(傷害慰謝料)があります。また、後遺障害等級が認定された場合は、後遺障害逸失利益、後遺障害慰謝料も支払われます。今回は、むち打ちの示談金の詳細について解説します。

むち打ちと休業損害

むち打ちの症状が重く仕事ができなかった場合や、病院への通院のために仕事を休んだ場合は、休業損害が支払われます。休業損害については、会社員で休業が長期化すると休業損害が支払われなくなる

可能性があることや、主婦の方でも休業損害が認められることが重要になります。

むち打ちと入院 慰謝料(傷害慰謝料)

交通事故でむち打ちになり、治療が必要になった場合、入院慰謝料(傷害慰謝料)が支払われます。入院慰謝料については、通院期間や通院回数等によって決められることや、むち打ちで他覚所見がない場合は、骨折等があった場合と比較して金額が低くなることが重要になります。

金額について一例をあげると、骨折をして半年間通院した場合の入院慰謝料は、弁護士が交渉すると120万円ほどが上限です。一方、むち打ちで他覚所見がなく、半年間治療をした場合の入院慰謝料は、弁護士が交渉しても、骨折がある場合より低い80万円ほどが上限になります。

むち打ちと 後遺障害逸失利益

むち打ちで後遺障害等級が認定された場合、今後の収入に影響が出る可能性があるとして、後遺障害逸失利益が支払われます。むち打ちの後遺障害等級は14級と12級がありますが、以下の計算式で算定されます。

●後遺障害逸失利益／計算式

後遺障害等級 **14級**

事故前年の年収 $\times 5\%$ $\times 3$ 年~^{最大}5年

後遺障害等級 **12級**

事故前年の年収 $\times 14\%$ $\times 5$ 年~^{最大}10年

支店便り

弁護士法人みお 神戸支店



兵庫県内の個性あふれる「条例」選

こども本の森 神戸

「条例」ってそもそも何？

皆さんは、「条例」について、どのようなイメージをお持ちですか。「法律みたいなもの？」「迷惑防止条例なら聞いたことがあるな！」「といった「分かるようで分からない」のが、「条例」に対する多くの方のイメージかと思っています。

条例は、都道府県や市町村の議会で決めるもので、法律と同じように、「法的拘束力」を持つルールであり、罰則を定めることもできます。

条例は簡単に調べられる！

条例は、インターネットで簡単に調べることができます。地方自治体のWebサイトには、その地方自治体で制定された条例を集めた「例規集」が公開されています。

条例ではどのようなことが決められている？

さて、条例ではどのようなことが決められているのでしょうか。例えば、

神戸市の条例を調べてみると、神戸市役所の人事に関することや、神戸市が設置する施設のこと、神戸市独自の政策に関することなど、様々なことが条例で定められています。

例えば、「こども本の森神戸条例」を調べてみると、第1条に、次のようなことが書かれています。

第1条 子どもに対し、良質で多様な図書、芸術文化及び歴史に触れあえる環境を提供することにより、子どもが豊かな感性と創造力を育むとともに、震災の記憶が残る特別な場所、その教訓から命の大切さを学べる場とするため、こども本の森神戸：を設置する。

こども本の森神戸は、「震災の記憶が残る特別な場所、その教訓から命の大切さを学べる場」だったので、条例を読むと、新たな気づきにつながります。

兵庫県の個性あふれる条例

条例は、国が制定する法律とは違い、

その都道府県・市町村の独自ルールを定めることができます。そのため、条例には、「その地方ならではの個性あふれるものがあります。」

神戸市のししからの
危害の防止に関する条例

イノシシに食べ物を与えたり、イノシシが食べそうなものを外に放置したりすることを禁止する条例です。長年にわたってイノシシの被害に苦しんできた神戸市民の強い思いを感じます。

豊岡市コウノトリと共に
生きるまちづくりのための
環境基本条例

「コウノトリと共に生きるまちづくり」を目指して、環境を保全していくことを定めた条例です。基本理念として、「豊岡に住み、及び豊岡を訪れるすべての者が当たり前のこととして、人とコウノトリが共に生きるまちにふさわしい行動をとること」が

掲げられています。

特に個性があふれているのが、この条例の前文です。

私たちのまち豊岡は、神鍋高原、来日岳、床尾山などの緑あふれる山、円山川、竹野川などの豊かな川、竹野浜、気比の浜などの美しい海岸といったすばらしい自然に恵まれている。

自然は時には姿を変えて災害を引き起こし、人々を苦しめるが、私たちは自然と折り合いをつけながら、農業、林業や漁業を営み、かつ、柳行李やちりめんをはじめとする産業を興し、暮らしを築き上げてきた。

また、そのような自然・文化環境の中で、多様な動植物に支えられ、食物連鎖の頂点に立つコウノトリやオオサンショウウオも、悠然と暮らしていた。

しかし、高度経済成長に伴う環境破壊、生活様式の変化などにより、山は荒れ、川は汚れ、生きものは数を減らし、豊岡を日本で最後の生息地としていたコウノトリも、昭和46年に空から姿を消してしまった。

コウノトリは、長く粘り強い取組みによってよみがえり、平成17年に最初の5羽が再び豊岡の空にはばたいた。絶滅と復活の歴史に接してきた私たちは、この取組みによって、多くのことを知った。そして、人とコウノトリが共に生きることができ、環境、つまりコウノトリの生息を支える豊かな自然とコウノトリを暮らしの中に受け入れる文化こそが、人にとってすばらしい環境であるとの確信を得るに至ったのである。：

まるで、エッセイを読んでいるようです。豊岡市にとって、いかにコウノトリが大切な存在であるかが、切に伝わってきます。

多可町一日ひと寝条例

「他の人の良い言動や成果を見つけ出し、感謝の気持ちを素直に伝えるとともに、積極的に称賛する」努力義務を定めた条例です。もちろん、違反しても何の制裁もありません。この条例は、「ユニーク条例」として

その他の個性あふれる条例

話題になり、「多可町」が全国に知られるきっかけになりました。このように、条例が「まちおこし」に活かされることもあります。

他にも、「明石市こどもの養育費に関する条例」や、「歌劇のまち宝塚条例」、「気球の飛ぶまち加西条例」など、兵庫県内には、個性あふれる条例が様々あります。

皆さんがお住まいの地域にも、「個性あふれる条例」があるかもしれません。ご関心のある方は、ぜひインターネットで検索してみてください。



弁護士
社会保険労務士
情報処理安全
確保支援士
(登録情報セキュリティ
スペシャリスト)
石田 優一
Yuichi Ishida

弁護士法人みお
神戸支店の
ホームページも
ぜひご覧ください！



<https://www.mio-kobe.com>

みおのセミナー情報

事前予約制

1 終活セミナー／遺言書セミナー

担当
小川・加藤（弁護士）

無料

お元気な今だからできる生前対策があります。早いうちから終活することで、将来の不安を解消し、充実した毎日を送ることができます。このセミナーでは、成年後見制度（法定後見・任意後見）、財産管理契約、死後事務委任契約を利用した具体的な事例や手続き、遺言書の基礎知識や活用方法などを、弁護士が分かりやすく解説します。おひとり様はもちろん、終活に興味がおありの方はどなたでもご参加ください。

日程	場所	時間
1月26日(月)	京都	11:00
2月5日(木)	大阪	11:00
26日(木)	京都	11:00
3月16日(月)	大阪	11:00
25日(水)	京都	11:00

自筆証書遺言の保険制度や公正証書のデジタル化についてもお話しします。

日程	場所	時間
1月16日(金)	京都	11:00
21日(水)	大阪	11:00
30日(金)	神戸	11:00
2月10日(火)	京都	11:00
16日(月)	大阪	11:00
27日(金)	神戸	11:00
3月10日(火)	京都	11:00
12日(木)	神戸	11:00
24日(火)	大阪	11:00

事前予約制

2 エンディングノート書き方講座

担当
中塚（行政書士）

無料



エンディングノートの目的と作成手順、作ってよかった具体的な事例をお話します。ご自身のライフプランを考えるきっかけにいただける講座です。エンディングノートを書こうと思っている、エンディングノートを持っているが筆が進まない、といった方はどうぞお気軽にご参加ください。

日程	場所	時間
1月14日(水)	大阪	11:00
3月19日(木)	大阪	11:00

事前予約制

3 よくある消費のトラブルと成年後見制度

担当
中塚（行政書士）

無料

高齢者をターゲットにした消費のトラブルや特殊詐欺の被害が急増しています。「自分は大丈夫」と思っているでもその手口はますます巧妙になっています。このセミナーでは、よくある消費のトラブルや特殊詐欺の具体的な事例、被害に遭わないためにできること（対策）や救済制度、成年後見制度や後見人の役割について、分かりやすく説明します。

日程	場所	時間
2月18日(水)	大阪	11:00

開催場所

大阪	大阪事務所	大阪市北区梅田3丁目1番3号 ノースゲートビル オフィスタワー14階
京都	京都駅前事務所	京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町735-1 京阪京都ビル4階
神戸	神戸支店	神戸市中央区磯上通8丁目3番10号 井門三宮ビル10階



※各種セミナー・講座に関する最新情報は、ホームページ（<https://www.miolaw.jp>）でご確認ください。 ※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただきます場合があります。 ※セミナー・講座の日程は予告なく変更させていただきます場合があります。あらかじめご了承ください。

事前予約制

4 離婚相談セミナー

担当
小川（弁護士）

ワンコイン 500円

「離婚したい」、「離婚しようと言われた」、「夫や妻への話の切り出し方が分からない」、「相手と直接話をするのは精神的にしんどい」、「幼い子どもがいるので離婚はためられる」、「相手の要求に応じることができない」などなど、離婚問題で悩んでいる方を対象に、離婚する前に考えておきたいこと、準備しておくべきことなど、離婚問題の戦略的な解決方法を弁護士が解説します。経験豊富な弁護士とお話しただくなかで、ご自身の問題の解決方法がきっと見つかります。

女性限定	日程	場所	時間
	1月15日(木)	大阪	13:00
	30日(金)	神戸	13:00
	2月27日(金)	神戸	13:00
	3月4日(水)	大阪	13:00
	12日(木)	神戸	13:00

男性限定	日程	場所	時間
	2月10日(火)	大阪	13:00
	3月31日(火)	大阪	13:00

2026年4月から共同親権や法定養育費制度が導入されます。法改正のポイントをお話しします。

事前予約制

5 生前対策セミナー

担当
伊藤（弁護士）

無料

最新の税制・法改正に対応し、最近の動向や事例を交えて相続税対策・納税資金対策、財産の承継や認知症対策について、一歩踏み込んだ生前対策を弁護士がガッチリ解説します。制度や法律を正しく理解することで、大切な資産を守り、上手に相続対策ができます。親世代はもちろん子ども世代の方も一緒に参加いただけます。

〈ご希望の「テーマ」の回だけでも参加いただけます。〉

日程	場所	時間	テーマ	内容
1月19日(月)	大阪	14:00	第1回「 <u>贈与</u> 」	税制改正を踏まえた生前贈与の方法
28日(水)	神戸			
2月4日(水)	神戸	14:00	第2回「 <u>不動産</u> 」	不動産を活用した相続対策
12日(木)	大阪			
2月16日(月)	大阪	14:00	第3回「 <u>生命保険</u> 」	賢い生命保険の活用方法
25日(水)	神戸			
3月2日(月)	大阪	14:00	第4回「 <u>財産の承継</u> 」	子や孫への財産の遺し方、遺言書の書き方の工夫
4日(水)	神戸			
3月12日(木)	大阪	14:00	第5回「 <u>認知症対策</u> 」	遺言・信託・成年後見
18日(水)	神戸			
3月25日(水)	神戸	14:00	第6回「 <u>事業承継</u> 」	経営者が考えおくべきこと
30日(月)	大阪			

お問い合わせ

各種ご予約・お問い合わせは

受付時間（月～土）／9:00～17:30

〔スマホ・携帯電話からも通話無料〕

なやむなみお
通話料無料 0120-7867-30

こんにちは、社会保険労務士の神崎裕子です。

老後の生活設計を考えるうえで、「年金をいつから受け取るか」というテーマは重要ですね。

老齢基礎・厚生年金は、原則として65歳から受け取ることができず、60歳から70歳までの間で受給開始時期を選択できる仕組みがあります。これが「年金の繰上げ受給」「年金の繰下げ受給」と呼ばれる制度です。

年金の繰上げ受給

繰上げ受給とは、60歳から65歳になるまでに年金を受け取り始めることをいいます。ただし、繰上げ受給の請求をした時点に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。減額率は簡単にいうと1か月につき0.4%となり、最大24%となります。
減額率(最大24%) = 0.4% × 繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数

リーガル サポート
インフォメーション

リガサポ!

年金の繰上げ・繰下げ受給について



社会保険労務士
神崎 裕子
Yuko Kanzaki



年金の繰下げ受給

※1962年4月1日以前生まれの方の減額率は0.5%(最大30%)になります。

繰下げ受給とは、受給開始を65歳以降に遅らせることです。65歳で受け取らずに、66歳以後75歳までの間で繰り下げて増額した年金を受け

減額率(最大24%) =

0.4% × 繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数

増額率(最大84%) =

0.7% × 65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数

損益分岐点

取ることができず、繰り下げた期間によって年金額が増額され、その増額率は一生変わりません。
増額率は簡単にいうと1か月遅らせるごとに0.7%増額され、最大84%となります。
増額率(最大84%) = 0.7% × 65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数
繰上げ受給と繰下げ受給のどちらがいいですか?という質問をよく受けますが、人それぞれ状況が違いますので、どちらがいいかというのはいかなる言えませんが、
ただ繰上げ、繰下げによっても違いはありますが、一般的には82歳前後が損益分岐点とされています。
繰上げ受給、繰下げ受給どちらにもメリット、デメリットがありますので、迷われたときは、一度年金事務所等で試算してもらうのもいいかもしれません。

リレー式コラム

事務局通信

あけましておめでとうございます。
大阪事務所の事務局です。

今年の干支は丙午(ひのえうま)です。60年に一度巡ってくる年で、巷ではいろいろな迷信があるようですが、実際のところどうなのでしょう。
さて、年末に年越しそばを召し上がる方も多いのではないのでしょうか。
我が家では、毎年、血蕎麦で有名な出石そばを取り寄せています。

お店では、一人前が5皿として提供されます。薬味として、ネギ、わさび、ごろもろ、そして鶏卵が1個が添えられています。

出石の町には、お蕎麦屋さんが数多くありますが、薬味の種類はどのお店でも同じように感じます(大根おろしが付くお店もあるみたいですが)。

私は、5皿では足りず、必ず追加で5皿頼みます。

最初はネギ、2皿目でわさび、3皿目でごろもろ、という風に薬味を足していけるのが好きです。6、7皿目



豊岡市出石町

くらいまではお腹に余裕があるのですが、それ以降、急にベースが落ちます。ところがお腹を膨らませているとわかっているのですが、毎回同じ注文をしてしまい、残ったお蕎麦を家族に食べてもらっています。家族もそれをわかっていて、追加の量を加減していることを、先日告げられました。
出石は、関西の主要都市(京都・大阪神戸)から少し離れた場所であり、城下町ならではの町並みで、スタルジックな雰囲気漂う素敵なところ。近くに神鍋高原、城崎温泉、コウノトリの郷公園があります。お近くにお越しの際は是非立ち寄ってみてください。

KBS京都ラジオで、毎週土曜日(朝7:00~7:15)放送中の「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」がいつでも聴けるようになりました!!

KBS京都ラジオで放送した過去の番組音源を、インターネットサイトからいつでも聴くことができます。左のQRコードからアクセスして、ぜひ視聴ください。

<https://www.miolaw.jp/blog/radio/>



無料

弁護士法人みおは、全国に高品質な企業法務をご提供するために、オンライン法律相談サービスを運営しています。サイト中でご覧いただける法律コラムは、弁護士がビジネスに役立つ最新情報を順次更新。

より身近に、より便利に —— WEB法律相談サービス

「Web Lawyers」

顧問契約で弁護士をビジネスパートナーに!

月額 **1** (税別) 万円~

